DIAMアセットマネジメント株式会社

# 「DIAMアジア・オセアニア債券ファンド」の信託終了(繰上償還)予定のお知らせ

拝啓 時下益々ご清祥のこととお喜び申し上げます。

また、平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、このたび「**DIAMアジア・オセアニア債券ファンド**」(以下「当ファンド」といいます。)につきまして、下記のとおり信託を終了させていただく予定でおりますので、お知らせ申し上げます。

この信託終了(繰上償還)につきましては、「投資信託及び投資法人に関する法律」および信託約款の規定に従い、書面による決議をもって実施する予定です。つきましては、本書面および書面決議参考書類をお読みいただき、信託終了(繰上償還)に関する議案の賛否および必要事項を、同封の「議決権行使書面」に記入のうえ、弊社までお送りいただきますようお願い申し上げます。

何卒、ご理解賜りますよう、よろしくお願いいたします。

敬具

記

### 1. 信託終了(繰上償還)の理由

平成26年2月28日現在、当ファンドの受益権口数が10億口を下回った状態となっているため、投資信託約款第45条第1項の規定に基づき信託終了日を繰り上げ、平成26年6月18日をもって償還させていただくための手続きをとらせていただきたいと存じます。

- 2. 信託終了(繰上償還)に係る書面決議の手続きおよび日程
  - ① 受益者の確定
  - ② 書面による議決権の行使の期間
  - ③ 書面による決議の日(信託終了の可否が決定される日)
  - ④ 本決議に対する反対者の買取請求期間
  - ⑤ 信託終了(繰上償還)予定日

平成 26 年 4 月 15 日

平成26年4月15日から平成26年5月7日まで

平成26年5月8日

平成26年5月9日から平成26年5月28日まで

平成 26 年 6 月 18 日

本書面による議決権の行使については平成26年4月15日現在の受益者の方を対象としております。

本決議は、議決権を行使することができる受益者の半数以上であって、当該受益者の議決権の3分の2以上の賛成をもって可決されます。その場合、平成26年6月18日をもって当ファンドの信託を終了いたします。

また、上記の受益者数および議決権口数による賛成を得られず本決議が否決された場合は、当ファンドの信託終了の手続きは行いません。書面決議の結果は弊社ホームページ【http://www.diam.co.jp/】で閲覧いただけます。

### ■書面決議の方法について

同封の「議決権行使書面」に、当ファンドの信託終了について賛成または反対される旨等をご記入の上、平成26年5月7日までに下記宛にご送付ください。平成26年5月7日弊社到着分までを有効とさせていただきます。

### [送付先住所]

〒100-0005

東京都千代田区丸の内 3-3-1 新東京ビルヂング 5 階

DIAMアセットマネジメント株式会社

商品企画部内 「DIAMアジア・オセアニア債券ファンド」信託終了に関する議決権行使書面受付窓口

## [ご注意事項]

- ・同一の受益者の方が本信託終了につきまして、重複して議決権を行使された場合で、議決権の行使内容が 異なるときは、すべての議決権の行使に関して無効とさせていただきます。
- ・議案についての賛否を記載する欄に記載がない「議決権行使書面」をご提出された場合は、賛成するもの とさせていただきます。
- ・<u>本決議におきまして議決権を行使されない場合(「議決権行使書面」をご提出されない場合)は、賛成す</u>るものとさせていただきます。

したがって、賛成いただける場合には特段のお手続きをとっていただく必要はありません。

## ■反対受益者の買取請求手続きについて

本決議が可決された場合において、信託の終了に反対した受益者の方は、以下の手続きにより、自己に帰属する当ファンドの受益権について、信託財産による買取りを請求することができます。 (信託の終了を実施することとなった場合の買取請求手続きについては、信託の終了の決議において反対した受益者の皆様にあらためてご案内させていただきます。)

また、信託の終了の決議に反対した受益者が必ず買取請求をしなければならないわけではありません。なお、 議決権の行使期間中・買取請求受付期間中ともに、通常通り当ファンドのご解約のお申込みを受付けます。ただ し、買取請求を行った受益権については、解約のお申込みを行うことはできなくなりますのでご留意ください。

#### 「買取請求の手続き】

- ①買取請求受付期間 平成 26年5月9日から平成26年5月28日まで
- ②弊社より信託の終了の決議に反対した受益者に対し「買取請求のご案内」発送
- ③買取請求必要書類のご記入
- ④買取請求必要書類を販売会社の取扱部支店へご提出
- ⑤販売会社(弊社を経由)から受託銀行への買取請求必要書類の送付
- ⑥受託銀行での買取請求必要書類の受理および当ファンドの信託財産による買取りの実行
- (7)受託銀行からご指定銀行口座への買取代金のお振込

上記の買取請求は、信託約款の変更に反対した受益者が、法令に基づいて受託銀行に対して行うものであり、販売会社に対して行うものではありません。

買取価額は、当該受益権が有すべき公正な価額となります。本件においては、原則として受託銀行が買取請求必要書類を受理した日(上記⑥)の解約価額とします。なお、個人の受益者は買取による譲渡益に、法人の受益者は買取時の個別元本超過額に対して課税されます。\*

\*税法が改正された場合には、上記の取り扱いが変更になることがあります。

買取代金につきましては、お客様にご指定いただく銀行口座に受託銀行よりお振り込みいたします。なお、振込手数料および下記「買取計算書」送付費用はお客様負担として、買取代金から差し引かれます。併せまして、受託銀行より買取計算書を買取請求書にご記入いただいたご住所へ郵送させていただきます。なお、上記のような諸般の手続きが必要となるため、買取代金のお支払いまでには、通常の解約請求よりも日数を要する可能性があります。

以上

本状に関しましてご不明な点がございましたら、下記までお問い合わせください。

DIAMアセットマネジメント株式会社

コールセンター:0120-506-860(受付時間:営業日の午前9時から午後5時まで)